

公認 ITAM コンサルタントマスター資格認定基準

2021年1月5日 制定

(目的)

第1条 本基準は、公認 ITAM コンサルタントマスター（以下、「MCITAM」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

(資格認定要件)

第2条 SAMAC の基準に則した、IT資産管理（ITAM）に関するより詳しい知識を有しており、且つITAM の構築や改善を指導・助言することが可能である実務能力を有している者を、MCITAM として認定する。

2. MCITAM では以下の 3つの資格を認定する。

- 成熟度評価マスター
- 構築マスター
- 運用改善マスター

3. MCITAM 資格の認定要件として次のとおり定める。

(イ) 成熟度評価マスター

SAMAC の指定する研修（2回）を受講し、課題を全て提出すること。

(ロ) 構築マスター

SAMAC の指定する研修（3回）を受講し、課題を全て提出すること。

(ハ) 運用改善マスター

SAMAC の指定する研修（3回）を受講し、課題を全て提出すること。

資格の取得は「成熟度評価マスター」、「構築マスター」、「運用改善マスター」の順に取得しなければならない。

また、各マスター研修は連続した受講が必要となる。2回目以降を受講できなかった場合には、再度1回目からの受講が必要となる。

申し込みスケジュールで受講できない場合、代替回の参加は認められない。再度申し込む必要がある。

(資格有効期間)

第3条 資格の有効期間は資格認定後 3 年間とする。

(資格更新条件)

第4条 MCITAM 資格の維持・更新

下記に示す要件をすべて満たす場合は、MCITAM 資格を維持することができる。

- 3年に1回以上、各種フォローアップ研修、SAMACが指定するセミナー等において事例発表などを行うこと。
- SAMAC の指定する CITAM および MCITAM のアップデート・フォローアップ研修を受講・修了すること。公認 ITAM コンサルタント（CITAM）の資格要件を維持すること。更新時には、必要に応じてSAMAC が指定するフォローアップ研修を受講すること

2. 資格の停止

3年連続して基準を満たすことができない場合には、MCITAM 資格の停止（MCITAM を名乗ることができない状態）について資格認定委員会で検討し、個人名を除いた結果を理事会へ報告する。

(公認 ITAM コンサルタントトレーナー (TCITAM) 受験資格取得)

第 5 条 第 2 条 2 記載の 3 つのマスター資格取得者は、公認 ITAM コンサルタント (CITAM) 研修の講師を行える公認 ITAM コンサルタントトレーナー (TCITAM) 受験資格を取得できる。

(本基準の施行)

第 6 条 本基準は 2021 年 1 月 5 日より施行する。

以上